

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年6月4日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が平成30年4月3日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成24年8月27日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年11月15日、請求人は、処分庁に対し、リボルビング払いによる約50万円の借金がある旨の収入申告を行った。
- 3 処分庁は、平成30年4月3日付けで、請求人に対し、生活保護開始後に請求人が行った借入れによる収入について、法第63条に基づく費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 4 請求人は、平成30年6月4日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

## 1 請求人の主張

### (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

借金のきっかけは傷病手当が振り込まれた後。まとまった金額が振り込まれた時に「生活保護が廃止になるのか、返済になるのかどちらか」と担当ケースワーカーに言わされた。その後、どちらになるのか指示のない状態がしばらく続いた。(大金を持っていて、手に入るかもしれないという不安定な状態が続くことになった)

大金だったこともあり、生活保護が廃止になる可能性も高いと思い、少し買い物しても大丈夫と考えた。傷病手当のお金は使えないのに、カードで買い物をして、支払いは廃止になった後に傷病手当のお金を使えばよいと考えた。

1年以上うつ状態で閉じこもっている間、精神的にも不安定になっており、外部との接触も全くない中、ゲーム以外にできることがなかった。そこでしか自分を表現することができなかった。その中で課金をするようになった。

閉じこもりの生活の中、ストレスから過食となり、食費が増えていった。年金が支給されるようになってから、生活費の管理が難しくなっており、食費が増えていく中、生活費が足らない月ができるてくるようになった。その時にカードを使うようになった。

精神的に落ち着きを取り戻し、借金をやめようとした後も、借金の支払いと生活費が足らず、食品などをカードで購入し生活を維持していた

・借金を最初に行ったきっかけは、大金を持った不安定な状態がしばらく続いたこと

・借金を重ねた期間は、病状が悪化し閉じこもっていた不安定な時期である

・借金を重ねた原因には障害特性が大きく関係している

・保護費の返済が確定することで症状が不安定になる可能性がある

以上のことから、全額返済を再検討して頂ければと考えている。

(2) 審理員は、平成30年7月19日付で、請求人に対し、後記2. 处分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和2年3月5日付で反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

平成30年4月3日付けの本件処分通知書には、「返還金・徴収金決定額 金 501,348円」、「決定理由 請求人に借入れによる収入があったため、平成27年3月～平成29年8月に支給した保護費のうち 501,348円については資力がありながら保護を受けたことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた生活保護法第63条に基づき、返還決定します。」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成 30 年 7 月 18 日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に係る経過

・平成 24 年 8 月 27 日

　処分庁にて生活保護開始。

・平成 26 年 9 月 2 日

　法第 61 条に基づく収入の申告について請求人へ確認書内容を説明。請求人より署名を受け、「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」を受理した。

・平成 29 年 11 月 15 日

　請求人より、生活保護開始後に通算して約 50 万円を借入。現在債務整理を行っているとの申立あり。申告書他拠証資料の提出があったが、不足資料については弁護士預かりであることを確認。法第 29 条における照会を行う。

・平成 30 年 3 月 15 日

　弁護士事務所より照会文書回答が到着。借入期間・内容を確認。

・平成 30 年 3 月 20 日

　申告のあった借入金取り扱いについてケース診断会議を開催。

　会議の結果、借入金は法第 63 条返還決定とする。

・平成 30 年 4 月 3 日

　借入金 501,348 円を法第 63 条返還金として本件処分を行う。

・平成 30 年 5 月 1 日

　請求人来所。本件処分通知書を手渡し説明を行う。

イ 本件処分の正当性について

　本件については借入により収入増が後日判明しており、処分については「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-2 における回答 3-アに基づき、本件処分を行ったものである。

　資力発生日については、借入開始日である平成 27 年 3 月 15 日である。また資力終了日については、借入終了日である平成 29 年 8 月 30 日である。

　本件処分時の返還免除については、問答集の問 13-5 回答（2）工の「なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。①いわゆる浪費した額」に該当すると判断したため返還免除の決定をしなかったものである。

　上記により資力発生日である平成 27 年 3 月から平成 29 年 8 月までの請求人が受けた保護金品に相当する金額の範囲において返還決定を行ったものであり、本件処分は正当なものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 29 年 11 月 15 日付けの収入申告書の仕送り、養育費、財産収入（生命保険等の給付金・解約返戻金等）、その他の私的収入を記載する欄に、「内容 リボ払いによるしゃっせん 約 50 万円」との記載がある。

イ 平成 30 年 3 月 12 日付けのケース記録票には、「<リボ払いによる借入について>平成 29 年 11 月 15 日保護開始時頃よりリボ払いによる借金を繰り返し、現在まで合計約 50 万円ほどの借り入れ収入があるとして収入申告書の提出あり。今回、破産手続きに向けて、手続き中であると。借り入れした関係書類について提出を求めていたが、今回、弁護士へ預けていることを確認したため別紙のとおり法第 29 条照会にて借り入れ額・借り入れ時期・借り入れ金額等について確認をおこない、当該収入について返還検討をおこなう。」との記載がある。

ウ 法第 29 条に基づく調査についての回答として、請求人の担当弁護士から平成 30 年 3 月 15 日付けで提出のあった債権者一覧表には、「現在の債務額（円） 195,910 円 借入・購入等の日 H27. 3. 15～ 備考 生活用品購入 ゲーム課金」、「現在の債務額（円） 305,438 円 借入・購入等の日 H27. 10. 17～H29. 8. 30 備考 生活用品購入 ゲーム課金」、「債権者数 2 名 債務総額 501,348 円」との記載がある。

エ 平成 30 年 3 月 20 日付けのケース診断会議の議事録の会議における指示事項の記載欄には、「63 条に基づく返還決定をおこなう。なお、一括での納付はすでに消費済で困難であることから 4 月 1 日以降の返還決定処理とする。」との記載がある。

#### 理由

##### 1 本件に係る法令の規定について

(1) 法第 4 条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第 1 項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第 5 条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

(3) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生

事務次官通知。) 第8の3は、収入の認定指針について定め、第8の3の(2)のアからエにおいて就労に伴う収入以外の収入について定めており、アは恩給、年金等の収入について、イは仕送り、贈与等による収入について、ウは財産収入について、エはその他の収入について定めている。

## 2 本件処分について

(1) 処分庁は、請求人がクレジットカードのリボルビング払いを利用して借り入れた金額が収入にあたると判断し、法第29条に基づく調査についての回答として請求人の担当弁護士から提出のあった債権者一覧表に記載されている債務総額 501,348 円に対して収入認定を行い、本件処分を行ったことが認められる。

しかしながら、請求人がクレジットカードのリボルビング払いを利用して借り入れた金額については、前記1(4)に規定する就労に伴う収入以外の収入に該当すると認められるところ、処分庁の行った収入認定は、前記1(4)のいずれの規定を根拠に行ったのか本件事件記録から判断することができない。

また、処分庁が、収入認定の対象とした債権者一覧表に記載されている債務総額は、平成30年3月15日時点における請求人が抱える債務の総額を示したものであり、請求人がクレジットカードのリボルビング払いを利用して借り入れた金額及び日時について、本件事件記録からは判断することができない。処分庁は、単に債権者一覧表の請求人の債務額の記載をもって借り入れた金額であると判断し、その金額について収入認定を行い、本件処分を行つたものであり、請求人の借入金に係る調査が不十分であったといわざるを得ない。

以上のとおり、本件処分の前提となる請求人が行ったクレジットカードのリボルビング払いを利用して借り入れた金額について、必要な調査を尽くしたとは認められないことから、本件処分に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年9月2日

審査官 大阪府知事 吉村 洋文



## 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

